

出生

支所 マークのあるものは、各支所でも受付しています

| 下記にあてはまりますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください | | 手続き | 必要なもの | 該当 | 担当課 【受付窓口】 |
|--|---|---|--|------------------------------|--|
| 住所 戸籍 | お子さんのマイナンバー | 後日マイナンバーが記載された通知書が郵送されます (約1か月かかります。お急ぎで必要な方は住民票に記載も出来ます) | | | 市民課 【総合庁舎1階】 |
| | お子さんの住民票コード | 後日住民票コード通知票が郵送されます | | | |
| | お子さんの戸籍 | 戸籍の記載には通常1週間程度かかります。戸籍謄本等が必要な場合は事前にご確認のうえ請求してください | | | |
| | 休日等に出生届を提出された方 | 休日等の出生届により出生届出済証明を交付されなかった方は、母子健康手帳に出生届出済証明をします | 母子健康手帳 | | |
| 保 険 | お子さんが国民健康保険に加入する方 | 国民健康保険被保険者証の発行 | | | 市民課 【総合庁舎1階】 支所 |
| | →出産した方が国民健康保険の方 | 出産育児一時金の支給申請 ※時効は出生した日の翌日から起算して2年です | ・国民健康保険被保険者証 ・世帯主の口座番号がわかるもの ＜病院でもらった次の2点＞ ・出産費用の領収・明細書 ・代理契約に関する合意文書 | | 国民健康保険課 【総合庁舎1階】 支所 |
| | ① 出産した医療機関で「直接支払制度」(※1)の手続きをし、出産費用が50万円(※2)に満たなかった方 | | | | |
| | ② 「直接支払制度」(※1)を利用せずに、出産費用の全額を医療機関で支払った方 | | | | |
| →出産した方が国民健康保険以外の方 | 同様の制度があります。手続き方法は、加入している健康保険の担当にお問い合わせください | | | | 健康保険の加入先で手続きしてください |
| ※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度 ※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では48万8千円 | | | | | |
| こども | 母子健康手帳関係 | 出生届出済証明の交付 | 母子健康手帳 | | 市民課 【総合庁舎1階】 支所 |
| | 児童手当を申請する方 | 児童手当の申請 ※公務員(独立行政法人の職員を除く)世帯の方は勤務先で申請してください ※出生の翌日から起算して15日以内 ※必要なものがそろっていても窓口へお越しください ※市民課では出生届と同時のみ受付 | 請求者の健康保険証・通帳 | | 子育て助成課 【総合庁舎3階】 (市民課) 支所 |
| | 子ども医療費助成を申請する方 | 子ども医療費助成の申請 ※必要なものがそろってから窓口へお越しください | ・お子さんの健康保険証 ・生計維持者と20歳以上の同一世帯員全員分の印鑑 ※本人が自署できる方の印鑑は不要 ※前住所地の「所得・課税証明書」が必要な場合があります | | 子育て助成課 【総合庁舎3階】 支所 |
| | こんにちは赤ちゃん訪問事業のご案内 | 赤ちゃんが生まれた全てのご家庭を、保健師又は助産師が訪問し、体重測定や育児相談等をお受けします。訪問の際には、事前に御連絡します ※市民課では出生届と同時のみ受付 | 出生連絡はがき | | おやこ応援課 1条通8丁目187番地の1 ツルハ旭川中央ビル2階 26-2395 (市民課) 支所 |
| | うぶごえへの贈りもの事業のご案内 | 出生した時点で旭川市に住民登録のある赤ちゃんのいる御家庭に絵本をプレゼントしています。民生委員・児童委員が直接訪問しお届けします ※市民課では出生届と同時のみ受付 | ※出生届と一緒に提出してください | | (市民課) |
| | 予防接種について | 予防接種のしおりを出生届の提出時にお渡しします ※市民課では出生届と同時のみ受付 | | | 保健予防課 【総合庁舎4階】 (市民課) 支所 |
| | 燃やせるごみ用の指定ごみ袋の支給 | ごみ処理手数料の減免申請 ※市民課では出生届と同時のみ受付 | お子さんの年齢がわかるもの (母子健康手帳・健康保険証 こども医療費受給者証等) | | クリーンター 36-2213 (市民課) 支所 廃棄物政策課 【総合庁舎5階】 |
| | 保育所等に入所を希望する方 | 保育所等の入所相談 | 担当課に御確認ください | | こども育成課 【総合庁舎3階】 |
| | 放課後児童クラブに入会しているお子さんがいる方 | 入会要件の確認 | 放課後児童クラブに御確認ください | | |
| | 未熟児を出産された方 | 未熟児養育医療給付の相談・申請 | 担当課に御確認ください | | 子育て助成課 【総合庁舎3階】 |
| その他(状況に応じて) | 児童扶養手当の申請 ひとり親医療費助成の申請 | 担当課に御確認ください | | 子育て助成課 【総合庁舎3階】 支所 | |
| その他 | 市営住宅に入居している方 | 市営住宅の世帯状況変更手続き | 担当課に御確認ください | | 市営住宅課 【総合庁舎5階】 |

妊娠や子育て等の電話・窓口相談 (予約制)

| 相談窓口 | 内 容 | 開催日時 | 場 所 |
|------------------|--|---|---|
| 子育て支援部 おやこ応援課 | 妊娠・出産・就学前の子どもの育児など、健康に関する相談 ※ただし、身体計測等を行う「子育て健康相談」は予約制で行っており、日程は市民こうほう「あさひばし」等でお知らせします。 | 月～金/午前8時45分～ 午後5時15分 土・日・祝日・年末年始は休み | 1条通8丁目187番地の1 ツルハ旭川中央ビル2階 26-2395 |

※「子育てガイドブック」に各種相談窓口一覧が掲載されています

● 各支所のご案内 ●

神居支所(神居2条9丁目 61-2311) 江丹別支所(江丹別町中央 73-2001) 永山支所(永山3条19丁目 48-1111) 神楽支所(神楽3条6丁目 61-6191)
東旭川支所(東旭川北1条6丁目 36-1111) 西神楽支所(西神楽南2条3丁目 75-3111) 東鷹栖支所(東鷹栖4条3丁目 57-2111)

旭川市役所

〒070-8525
旭川市7条通9丁目48番地



市役所代表電話

0166-26-1111



担当課名と手続の内容をお伝えください。担当課にお繋ぎいたします

開庁時間 午前8時45分 ~ 午後5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

※市民課窓口の開設時間を延長しています。
(毎週木曜日午後7時まで)
取扱業務はご確認ください。

支所でも受付できる手続があります。内側の表でご確認ください。

旭川市ホームページ <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>

手続きチェックシート

出生

御誕生おめでとうございます

忘れずにお持ちください

お子さまが生まれたら 本籍地・届出人の所在地・出生地のいずれかで、誕生日から14日以内(生まれた日を含む)に届け出てください。 ※生まれた日が1日目です

出生届

《届出に必要なもの》

- ・医師、助産師等が作成した出生証明書と出生届(届書は病院に備え付けてあります。出生届の右半分が出生証明書になっています。)
- ・届出人(父又は母・その他[状況に応じて])の印鑑(押印は任意)
※使用者による届書の提出も可能です。
- ・母子健康手帳

子の名に使用できる文字は
常用漢字・人名用漢字・平仮名
及び片仮名です

戸籍の届出による戸籍の記載は、通常1週間程度かかります。戸籍謄本などが必要な場合は、事前に電話等で確認してから請求してください。

本人確認書類

※有効期限内の原本

市役所で手続の際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で本人確認できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きの証明書>

運転免許証 マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・住民基本台帳カード(顔写真付き)
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に2点が必要なもの

- ・被保険者証
- ・介護保険被保険者証
- ・年金手帳、年金証書
- ・医療費受給者証
- ・社員証、学生証など



関連する主な手続は内側にあります。
必要な書類がそろわない手続は
後日あらためて御来庁いただく場合があります。

代理の方が手続するときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続の場合は、手続の対象となる方のマイナンバー(個人番号)を御提示いただきます。